

# 裁 決 書



審査請求人



上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年6月16日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく扶助費の再支給に係る保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

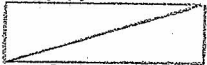
京都市中京福祉事務所長が平成22年6月14日付けで請求人に対して行った本件処分を取り消す。

## 理 由

### 1 審査請求の要旨

京都市中京福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成22年6月14日付けで行った本件処分に対し、次の理由により処分の取消しを求めるものである。

（理由）


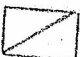
、請求人は、生活費の一部及び家賃料の合計86,000円が入った財布を強盗に奪われたため、生活するお金がなく、家賃も支払えない状態に陥った。そこで、処分庁に対して扶助費の再支給に係る保護変更申請（以下「変更申請」という。）を行ったが、処分庁に「当該月の生活に充てるべき費用の大部分を持って深夜に出歩く等、社会通念上一般に要求される程度の注意を損なっているため」との理由で却下された。

しかし、請求人は、強盗に遭った当日、家賃を家主に直接手渡しで支払うために深夜に外出し、生活費の一部及び家賃料の入った財布を強盗に奪われたのであり、「社会通念上一般に要求される程度の注意を損なっているため」との理由による本件処分は違法又は不当であって受け入れられず、扶助費の再支給を求める。

### 2 処分庁の弁明の要旨

(1) 請求人は、法による保護を申請し、処分庁は、平成21年10月1日付けで請求人世帯の保護を開始した。

(2) 平成22年6月2日、処分庁は、請求人に対し、同年6月分の扶助費124,110円を請求人名義の口座に振り込んだ。

(3) 、処分庁は、請求人から同年6月分の扶助費を盗難に遭い奪われたため、再度支給して欲しいとの相談を受け、

、変更申請を受理し、以下の点を聴取した。

ア 、請求人は、同月分の扶助費のうち、124,000円を口座から引き出し、約34,000円を借金返済等に充てたこと。

イ 、同月分扶助費残額のうち、86,000円を持って、請求人宅の近所のラーメン屋へ行く途中、殴打され財布を奪われたこと及び請求人は、警察に通報し、警察による実況見分後、病院に救急搬送されたこと。

ウ 事件後、買い置きのお菓子を食べていたがほとんどなくなり、電気も止まるおそれがあること。

(4) 平成22年6月8日、処分庁は、警察署から、請求人が扶助費の盗難に係る被害届を提出していることを確認した。

(5) 平成22年6月11日、処分庁は、当該月の生活費の大部分を持って深夜に出歩く等不自然な事実が認められるため、変更申請を却下するとの方針を決定し、同年6月15日本件処分に係る決定通知書（以下「通知書」という。）を請求人に交付した。

(6) 平成22年7月7日、処分庁は、請求人が、前顔部打撲及び頭部打撲により治療を受けたことを病院に確認した。

(7) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の4は、扶助費の再支給が認められる場合として、「災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合」と「盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合」の2つを挙げており、さらに「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の16の答は、「盗難、強奪」の場合は警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせるよう、「その他不可抗力」の場合は社会通念上一般に要求される程度の注意をしていたかに留意するよう示している。

(8) これは、扶助費の再支給は、被保護者の責に帰さないやむを得ない事情がある場合に限って認められるものとする。

(9) したがって、強奪の事実の認定に当たっても、実質的に見て不可抗力といえることが必要であり、請求人が、深夜の時間帯に当該月の生活に充てるべき扶助費の大部分を持って外出したことは明らかに不自然であるため、本件は強奪と認められないものと判断している。

(10) また、請求人が、深夜の時間帯に当該月の生活に充てるべき扶助費の大部分を持って外出したことは、社会通念上一般に要求される程度の注意を失っていたことが明らかであるため、局長通知第10の4に規定される要件に該当しないと判断し、本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点はなく、審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

### 3 請求人の反論の要旨

- (1) 処分庁は、生活費に充てるべき86,000円を深夜に持ち出し外出したことが不自然であるとしているが、深夜に外出した理由は、家賃の支払方法が、家主宅へ行き手渡しで支払う方法であること、家主の事情で家主が帰宅する深夜0時前後に家主宅に行くためであり、入居したときから現在まで同様の支払方法で家賃を支払っており、強盗に遭った日も、家賃を支払うため、深夜に家主宅へやむを得ず行ったが、家主は帰宅しておらず、その足で食事に行く途中に強盗に遭ったものである。
- (2) 生活費の大部分を持ち歩いたのも、自宅マンションはオートロックではなく、誰でも自由に出入りでき、また、1階でドアの鍵も古い物であるため、自宅に現金を置いて外出するより、持ち歩いた方が安全で安心だと判断したためである。

### 4 審査庁の認定事実及び判断

#### (1) 認定事実

- ア 請求人は、平成21年10月1日から法に基づく保護を受給している。
- イ 平成22年6月2日、処分庁は、請求人に対し同年6月分の扶助費として124,110円を支給している。
- ウ 平成22年6月8日、処分庁は、請求人から  に請求人自宅近くのラーメン屋に行く途中で顔面等を殴打され、同年6月分の扶助費の残額である86,000円の入った財布を奪われたこと、警察に被害届が出ていること、病院に救急搬送されたこと及び親族からの緊急の仕送りは困難であることを確認し、請求人からの変更申請を受理した。
- エ 平成22年6月15日、処分庁は、請求人が深夜の時間帯に当該月の生活費に充てるべき保護費の大部分を持って外出したことは、明らかに不自然であり、本件は「強奪」とは認められないと判断し、社会通念上一般に要求される程度の注意を損なっているとして本件処分を行い、通知書を請求人に交付した。

#### (2) 判断

- ア 扶助費の再支給については、局長通知第10の4において、「盗難、強奪その他不可抗力により前渡された保護金品等を失った場合は、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること」とされている。
- イ また、課長通知第10の16の答において、扶助費の再支給を行うに当たり、留意すべき次の点を示している。
  - (ア) 盗難、強奪の認定に当たっては、金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。
  - (イ) その他不可抗力の認定に当たっては、遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも

かかわらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められないこと。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

(ウ) 被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には、本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(エ) 盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

(オ) 一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

(カ) 被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

ウ 処分庁は、請求人が殴打され扶助費を奪われたことによる平成22年6月8日付け保護変更申請に対し、局長通知及び課長通知の趣旨から、「強奪」についても「実質的に見て不可抗力であることが必要」と解した上で、「深夜の時間帯に当該月の生活に充てるべき扶助費の大部分を持って外出したことは「明らかに不自然」かつ「社会通念上一般に要求される程度の注意を失っていたことは明らか」として、扶助費の再支給を要する「強奪」とは認められないと判断し、平成22年6月15日付けで本件処分を行っている。

エ そこで、これらの処分庁の判断について検討する。まず、処分庁は、「深夜の時間帯に当該月の生活に充てるべき扶助費の大部分を持って外出したことを「明らかに不自然」として「強奪」とは認められないと主張する。

これに対し、請求人は、3の(1)及び(2)に記載のとおり、請求人が深夜の時間帯に外出した理由及び扶助費の大部分を持ち出した理由について説明を行っているが、処分庁はどのような理由からこれを「明らかに不自然」と考えるのか、また、どのような判断基準をもって「強奪」と認められないと判断したのかについて、その理由を明らかにしていない。したがって、この点についての処分庁の主張には理由がない。

オ 次に、処分庁は、「深夜の時間帯に当該月の生活に充てるべき扶助費の大部分を持って外出したことを「社会通念上一般に要求される程度の注意を失っていたことは明らか」として「強奪」とは認められないと主張する。

しかしながら、社会通念上一般に要求される程度の注意をしていたか否かについては、イの(イ)に記載のとおり、遺失等の場合に

これを不可抗力と認めるかの判断基準であるから、処分庁の主張には理由がない。

したがって、「深夜の時間帯に当該月の生活に充てるべき扶助費の大部分を持って外出したこと」だけをもって、「強奪」とは認められないとする処分庁の判断は不当である。

カ よって、本件審査請求における請求人の主張を認め、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成22年10月14日

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

